

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成29年10月25日（諮問第189号） 答申日：平成30年7月26日（答申第148号） 事案名：特定個人に係る「相談記録」の記載事項に関する記録・協議録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が特定個人に係る「相談記録」の記載事項に関する記録・協議録等について平成29年8月16日に行った存否を明らかにしない不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成29年7月3日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（〇〇訴訟）に関する件で、熊本県（以下「県」という。）は〇〇〇〇氏に水俣病相談事務所（以下「相談事務所」という。）が作成した「相談記録」の一部を開示した。相談記録（平成元年1月20日（乙第44号証））の「回答・処理」欄には、「ノーコメント」と記載されていた。

「ノーコメント」とは、県（公害保健課）が指示したもののなのか。それとも同事務所の判断によるもののなのか。このことについての記録。

最終的には、の判断は誰によるもののなのか。

は、いつから決められていたもののなのか。このことについての記録。

また、「本課に伝えておく。」ともあった。同事務所は公害保健課にいつ伝えたのか。このことについての記録。

を受けて、同課はどのような協議を行ったのか。このことについての記録。

同事務所は〇〇氏の処分に関して、「検診の途中で死亡されており、環境庁と協議検討しており、処分にはなっていない。」とした。このことについての協議録等。

の開示を求める。

- 平成29年8月16日、実施機関は、本件開示請求について、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 平成29年10月13日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年

法律第68号)第6条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。

- 4 平成29年10月25日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) ○○○氏が相談事務所に相談したことを、請求人は平成元年1月20日付け「相談記録」に記載されていることを知っているのだから、処分庁は不開示決定処分を取り消し、存否を明らかにしないとした記録、誰によるものか等の開示を求める。
- (2) 審査請求人は○○氏の遺志を継いでのことなので、同氏に対して不利益を与えることはまったくないのだから、処分庁は当該行政文書を速やかに開示することを、審査請求人は強く求める。
- (3) 逆に、○○氏に不利益を与えたのは相談事務所であって、それは「検討中です」等とのことが、平成元年相談記録には「ノーコメント」といった虚偽の回答が記載されており、これに気づいたのは審査請求人であるのだから、処分庁は本件開示請求、及び に関する行政文書を速やかに開示することを、審査請求人は強く求める。
- (4) 「情報隠し」といえる弁明までして、処分庁は本件開示請求、及び に関する行政文書を開示しようとならないのは、当該行政文書が公になると、各方面から批判を浴びることをおそれたことからなので、審査請求人は同弁明には到底承服できないのである。
- (5) 審査請求人が求めた当該行政文書の開示は、○○氏への虚偽の回答を行った相談事務所の責任を明らかにすることを目的としたものなので、当該弁明は○○氏及び審査請求人に対する妨害行為であるので、同庁は当該行政文書を速やかに開示することを、審査請求人は強く求める。

第4 実施機関の説明要旨

本件開示請求に関する行政文書については、その存否について回答すること自体が、特定個人が相談したかしなかったかという個人情報(不開示情報)を開示することになるため、条例第10条に該当し、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定個人に係る「相談記録」の記載事項に関する記録・協議録等の開示を求めたものである。

2 条例第7条第2号及び条例第10条の規定について

- (1) 条例第7条第2号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

同号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている行政文書については、原則として不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお、個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

- (2) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

同条は、一定の場合に、実施機関が、行政文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

3 本件不開示決定の妥当性について

本件開示請求は、上記1に記載のとおり、特定個人に係る「相談記録」の記載事項に関する記録・協議録等の開示を求めたものであり、その存否を明らかにするだけで、県に相談を行ったかどうかという特定個人に関する情報を明らかにしてしまう結果となる。

すなわち、本件請求文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の不

開示情報を開示することとなるため、本件開示請求については、条例第10条の規定により、本件請求文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否すべきものと認められる。

よって、存否を明らかにしないで行った本件不開示決定は、妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	井寺	美穂
委	員	立石 邦子
委	員	末松 恵美
委	員	中嶋 直木

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年10月25日	・ 諮問（第189号）
平成30年4月11日	・ 審議
平成30年5月9日	・ 審議
平成30年6月13日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成30年7月11日	・ 審議